【第三種郵便物認可】 8/1 日本経済

「倒産」実は減らず

25年ぶり低水準でも…

中小で続く休廃業

エコノフォーカス ECONO FOCUS

景気の状況を映し出すとされる企業の倒産件数が歴史的な水準に減っている。アベノミクスの成果だという見方もあるが、数字を額面通り受け取るわけにはいかないようだ。厳しい状況に追い込まれた中小・零細企業の実質的な倒産は今も全国で広がっている。（大島有美子、八十島綾平）

「ここまで倒産が減ったのは25年ぶりのことだ」。安倍晋三首相は6月1日の記者会見で胸を張った。確かに2015年の倒産は8812件（東京商工リサーチ調べ）と、1990年以来の水準に減少した。今年上半期も改善傾向が続き、中小企業を襲った淘汰の嵐はやみつつあるようにもみえる。しかし、この数字から浮かび上がるのは一つの断面にすぎない。

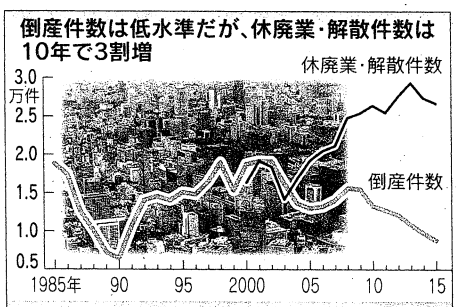

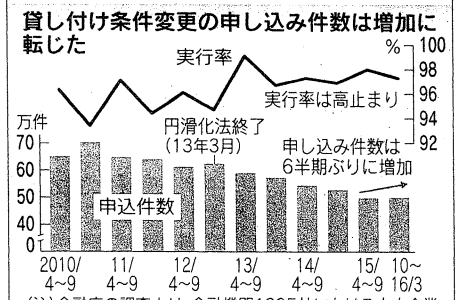

（注）金融庁の調査より。金融機関1395社における中小企業向け貸し付け条件の変更状況

「夜逃げだろう」

「この再建計画書では金融機関も応じない。会社を畳むべきです」

「従業員の給料も取引先への支払いも延ばしてもらっている。ここで倒産なんてできない」

京都市郊外の事務所に勤める弁護士は最近、建設会社の社長とこんなやり取りを交わした。「もう一回考える」と言って引き揚げたこの社長とは連絡が途絶えた。京都市内にある本社ビルはもぬけの殻。「夜逃げだろう」と弁護士は唇をかむ。

倒産の統計が表すのは会社更生法などに基づいて裁判所が関わる法的整理の案件が基本だ。当事者である債権者と債務者の合意で手続きを進める私的整理や経営者の行方が分からなくなった案件などは含まれない。

東京商工リサーチの集計では、休廃業や解散といった形で15年に事業の継続を断念した企業は2万6699件。00年と比べると6割増え、倒産件数の3倍に達する。後継者が見つからずに廃業する例もあるとはいえ、法的整理から私的整理などへ企業の末路は移り変わっているようにみえる。

瀬戸際に追い込まれた多くの企業が法的整理を選ばないのはなぜか。私的整理は名前が公表されず、債権者を公平に扱う必要がないといった利点がある。さらに京都の弁護士は「裁判所への申立手数料や弁護士費用など、倒産するにも数百万円かかる。それさえ残っていない企業が増えている」と明かす。

東京商工リサーチによると、15年に倒産した企業の自己資本比率は平均でマイナス5・6％と、前年から2・3ポイント悪化した。倒産企業は借入金への依存度を一段と高め、その多くが債務超過に陥っている。

倒産企業が借金頼みから抜け出せない理由をたどると、金融機関に返済猶予の要請に柔軟に応じるよう求めた金融円滑化法に行き着く。13年3月に法律としての役割は終えたが、金融庁はその後も柔軟な対応を取るよう促してきた。「収益性の低い企業が市場で淘汰されない一つの理由」（BNPパリバ証券の河野龍太郎氏）となっている。

法律終了から3年がたち、ひずみも出始めている。帝国データバンクによると、かつて返済猶予を受けた企業の倒産件数は今年1～6月期に3年ぶりに増えた。兵庫県洲本市の淡路酒販は10年から返済猶予を受けていたが、収益改善に至らず1月に民事再生法の適用を申請した。法律終了後、再建に向けた猶予を受けた企業に「期限」が訪れているとみられる。

起業支援も必要

それだけではない。返済期限の繰り延べなどを申し込む企業も1～6月期に3年ぶりに増えた。金融庁幹部は「これまで条件変更を求めていなかった企業が新規に申し入れている」と分析する。

景気のもたつきが鮮明になり、実質的な倒産状態に陥る企業は今後も相次ぐ公算が大きい。政府は近くまとめる経済対策に中小企業の資金繰り支援策を盛り込む方針だが、新たな起業を後押しする視点なども欠かせなくなる。

自己資本に算入できるようにするほか差し出した証拠金もリスク資産の対象から除く。

証拠金は倒産時に確実に戻る方法で積ませるため、過剰規制になるのを防ぐ。

人事

内閣法制局（1日）第1部参事官 馬渡直史
内閣府（1日）官房参事官、小峰雅哉
消費者庁（1日）消費者政策課長、河内達哉
総務省（1日）評価監視官、鈴木一広▽経済統計課長、江刺英信
外務省（1日）官房参事官（人事課長）四方敬之▽同、小泉勉▽人事課長（中国・モンゴル第一課長）有馬裕▽国連政策課長、三浦潤▽中国・モンゴル第二課長（国連政策課長、遠藤和也▽経済安全保障課長、高橋美佐子▽ボストン総領事（官房参事官）道井緑一郎▽パース総領事、平山達夫▽イラク大使館参事官（経済安全保障課長）松林健一郎
文部科学省（1日）官房審議官
生産学習政策局担当、神山修
厚生労働省（1日）中央労働委員会事務局審査課長、川

1日、日